

規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第百号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則（平成十二年埼玉県規則第四百十七号）の一部を次のように改正する。
本則の表を次のように改める。

科 名		種 名
第一 動物	イモリ科	アカハライモリ
	トゲウオ科	ムサシトミヨ
	フシダカバチ科	ソボツチスガリ
	第二 植物	
	デンジソウ科	デンジソウ
	ウラボシ科	アオネカズラ キレハオオクボシダ
	スイレン科	オニバス
	ウマノスズクサ科	タマノカンアオイ
	ユリ科	ミヤマスカシユリ
	ラン科	ムギラン ホテイラン コ克蘭 ムカデラン トキシウ
	カヤツリグサ科	トダスゲ
	モウセンゴケ科	ムジナモ
	ナデシコ科	イトハコベ
	サクラソウ科	サワトラノオ チチブイワザクラ

リンドウ科	サクラソウ
ゴマノハグサ科	チチブリンドウ
キク科	キタミソウ
	キバナコウリンカ

附 則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。